



報告案件 第3号

「北広島市都市計画マスタープラン（第2次） の見直し」について

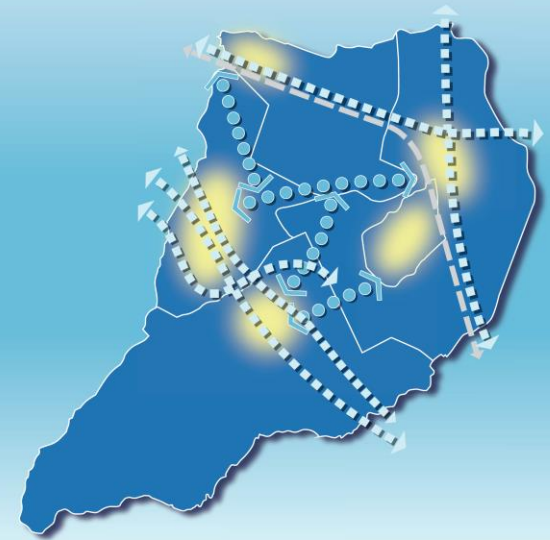


1. 都市計画マスタープランの位置付け

- ◆ 都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。
- ◆ 上位計画である総合計画における都市づくりに関連する分野について、緑や環境、公共交通、福祉などほかの分野別の計画とも整合を図り、これらが一体となって総合的に取り組まれることにより、目指す都市像を実現する。
- ◆ もう一つの上位計画である北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にも即す。
- ◆ 北広島市都市計画マスタープラン（第2次）の計画期間は令和3年度から令和12年度までとなっている。

北広島市

都市計画マスタープラン（第2次）



令和3年4月
北広島市



1. 見直しの必要性

- ◆ 都市計画マスタープラン（第2次）の計画期間は10年としており、中長期的な都市づくりの基本的方向を示すものですが、計画期間中の社会情勢の変化や市民意識の変化などにより適切に見直すこととしています。
- ◆ 上位計画である総合計画（第6次）の中間見直しを行うため、土地利用の部分について、都市計画マスタープラン（第2次）とも整合を図りながら必要に応じて修正を行う。

2. 見直しの基本的な考え方

- ◆ 総合計画（第6次）の中間見直しと連動しながら見直しを実施するため、市民会議等の内容を踏まえ改定内容を検討する。
- ◆ 計画策定時には想定されていなかったもの、計画策定後に開始された事業などを踏まえ、今後5年間のまちづくりを考え「第3章 都市づくりの分野別基本方針」及び「第4章 地区づくりの基本方針」について、必要に応じて加筆修正を行います。なお、第1章「基本的な姿勢」については、人口等基礎データの時点更新、第2章「都市づくりの理念と目標」については、第3章および第4章の修正に伴い修正する必要がある部分について修正を行う考えです。



都市計画マスタープラン（第2次）

年月	R7.4	R7.5～10	R7.11	R7.12	R8.1～2	R8.3
都市計画審議会	見直しについて（報告）	（6月） 見直し方針	改定原案の説明（事前説明）		改定案の説明（諮問）	
その他		見直し内容の検討	改定原案決定	パブリックコメントの実施（12/1～12/31）	パブリックコメントの結果公表	都市計画マスタープラン（第2次）の改定